

(別紙) 提出意見及び意見等考慮結果

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
--------	----	------------

1. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の改定について

(1) 食品循環資源の再生利用等の促進の基本方向について

<p>フランチャイズチェーンを展開する場合であっても、サブライチェーンのあり方や店舗運営に関しては各店舗独自で行っているチェーン展開も存在している中で、事業系一般廃棄物でのリサイクルの構築がされなければ実施困難であり、小規模店舗では大きな負担となり、本法制度がチェーン加盟の阻害要因となる可能性がある。そのため、食品リサイクル法としてのフランチャイズ展開の基準が必要ではないか。</p>	1	<p>今般の食品リサイクル制度の改正に当たっては、フランチャイズチェーンのように、多数の小規模店舗から排出される食品循環資源(いわゆる事業系一般廃棄物)を、個々の小規模店舗ごとに再生利用することが容易ではないことを踏まえ、食品廃棄物等の処理に関する定めであって一定の要件に該当する約款を有するフランチャイズチェーンについて、個々の店舗ごとの対応ではなく、フランチャイズチェーン全体で食品リサイクルに取り組んでいただくこととしたところです。</p>
<p>給食事業において、食品廃棄物等の発生の抑制は管理体、喫食者、給食事業者が一体となって考えることにより実現できることであり、基本方針においても「積極的な食べ残しの削減をPRすること」とあるので、ぜひ公的機関による管理体や喫食者への啓蒙をお願いしたい。</p>	1	<p>御指摘いただいた点につきましては、都道府県をはじめとする地方自治体、関連業界団体と連携するとともに、各種情報媒体等を活用して広く消費者の方々まで周知が図られるよう取り組んでまいります。</p>
<p>「油脂及び油脂製品化並びにエタノール化については、近年進んでいるバイオ燃料としての活用は地球温暖化の防止に寄与するものであることを踏まえ、処理残渣の適正な処理に配慮した上で、こうした取組を促進する必要がある。」とあるが、問題は処理残渣だけではなく、排水、臭気、消防対策などの様々な関係法令の遵守が必要と考えられる。小規模BDF施設や中間処理業許可を持たない廃油リサイクル業者によるこれら問題が発生しているほか、社会常識から逸脱した取組等があることから、当該標記については、「油脂及び油脂製品化並びにエタノール化については、近年進んでいるバイオ燃料としての活用は地球温暖化の防止に寄与するものであることを踏まえ、現状の健全なりサイクルシステムと調和し廃棄物処理法並びに関係法令を遵守した上で、こうした取組を促進する必要がある。」とすることが妥当であると考ええる。</p>	1	<p>食品循環資源には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物に該当するものもあり、このような食品循環資源については、食品リサイクル法制定前から、同法に基づく規定を遵守し、生活環境保全上の支障が生じないように再生利用等を実施する必要があります。なお、この点については、判断基準において、再生利用によって生活環境保全上の支障が生じないよう必要な措置を講じる必要があると位置づけたとところです。</p>

(2) 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標について

<p>今後5年間に於ける業種別再生利用等実施率の目標については、「達成義務」ではなく「努力目標」であることを明記すべきである。</p>	4	<p>業種別の再生利用等実施率の目標は、各々の食品関連事業者が別に定められる「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項」に従って、再生利用に計画的に取り組むことにより、結果としてその業種全体で達成されることが見込まれる目標であることを御理解下さい。</p>
<p>食品関連事業者が各々定める実施率の目標について、目標年度を迎えたときに、その達成度が基本方針に定める業種ごとの再生利用等実施率の目標と比較してどのように評価されるのか曖昧である。 業種別実施率目標と事業者ごとの実施率目標の関係及び考え方について、事業者及び関係方面へきめ細かな周知をお願いする。</p>	2	<p>基本方針に定める業種ごとの再生利用等実施率の目標は、その業種に属する各々の食品関連事業者が実施すべき目標ではなく、各々の食品関連事業者が、判断基準に従い食品循環資源の再生利用等に計画的に取り組むことにより、その業種全体で達成されることが見込まれる目標です。 従いまして、業種別の再生利用実施率の目標年度において、業種別の目標と各々の食品関連事業者の再生利用の達成状況を比較・評価することは現時点では想定しておりません。 なお、新たな実施率目標の詳細につきましては、全国各地でのセミナー開催や普及啓発資料の配付等を通じ、関係者への周知を図る予定です。</p>

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
再生利用実施率については、毎年の増加ポイントのみを公表するに止めるべきである。	2	食品関連事業者の再生利用等実施状況等の公表は、今般の法改正により新たに21年度から導入される定期報告が義務づけられる食品廃棄物等多量発生事業者(年間発生量100kg以上を予定)を対象に、そのデータ等についての公表に同意された事業者について公表することを予定しています。 この公表は、再生利用等の取組についての優良事例を広く紹介し、もって再生利用の促進を図ることや、積極的に再生利用等に取り組む食品関連事業者への消費者の理解の醸成を図ることを目的と考えており、特に、御提案のありました点につきましては、どのデータを示すか引き続き検討し、再生利用促進の観点から最も適切と判断されるデータを公表したいと考えております。
今まで食品リサイクルに取り組んできた事業者にとって、これ以上の再生利用実施率を上げることは更なる負担がかかることになる。 再生利用実施率については、業種・業態を大まかに分けるのではなく、より細かく分けて設定してほしい。	1	基本方針に定める再生利用等実施率目標は、食品関連事業者が再生利用に取り組んだ結果として見込まれる全体目標であり、個々の各事業者は、判断基準省令に基づき、自社の現状水準からの向上を目指す計画的な取組を進めていただくというのが新たな目標の考え方です。従って、基本方針における再生利用等実施率目標については、お示ししてあります4業種で充分であると考えております。

(3) 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項について

地域によっては近隣に適切な再生利用施設が存在しない場合があるので、国は地方自治体に対し受入環境の整備を強力に指導していくべきである。	1	御指摘の点を考慮し、基本方針の改定案において、登録再生利用事業者が存在しない都道府県において登録再生利用事業者制度の普及啓発等を重点的に実施することを位置づけたところです。
店舗のほとんどがテナントとして商業施設の中にある状況では食品廃棄物の処理は商業施設運営者に任せているのが現状で、その回収や再生利用は困難である。そのため、商業施設運営者に対しても食品リサイクルの促進を徹底させるとともに、それによりリサイクルできた食品循環資源はテナントに入っている食品小売業者の実施率に加算できるよう願う。 また、リサイクルに充分取り組んでいない事業者もまだ多くいると思われるので、こうした事業者への指導も徹底してほしい。	1	御指摘の点を考慮し、食品関連事業者以外の事業者であって、社員食堂等を通じて自ら食品廃棄物等を発生させる者、百貨店業を営む者及びビルの所有者等のテナントとして入居する事業者が発生させる食品廃棄物等を管理する商業施設の設置者も、食品関連事業者の取組に準じて、食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めるべきであることを、基本方針に位置づけたところです。

(4) その他

食品廃棄物等を肥飼料に優先的に利用できるような社会システムの構築や食品廃棄物等を肥飼料に利用することが循環型社会の形成に大きく貢献すること、飼料原料の高騰による食品廃棄物等の飼料原料利用の有効性の啓蒙活動や教育は一企業では困難であるため、政府が主体となって盛り上げてほしい。	1	食品循環資源の肥飼料化につきましては、再生利用のみならず、飼料自給率の向上や環境保全型農業等への寄与が大いに期待されることから、農水省をはじめとする関連省庁はもとより、地方自治体、関連業界団体等と一体となり、啓発に努めてまいりたいと考えております。
再生利用は実施したいが、厳しい肥飼料化の制限や法規制が存在し、一方で再生利用等の実施を推進、他方、その再生利用等の実施を阻んでいるように感じる。横断的な社会システムや政策によりさらなる循環型社会の形成を期待する。	1	飼料化、肥料化等の再生利用については、食に安全を確保し、かつ、生活環境保全上の支障が生じないよう、関係法令による規制が設けられているものであり、これらの規制を遵守した上で、適切な再生利用を実施していただく必要がありますので、ご理解下さい。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
--------	----	------------

2. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について

<p>事業活動により発生する食品廃棄物は、再生利用等を実施しやすいものとそうでないものがあり、また、再生利用と発生抑制では、後者のほうが優先順位は高いと判断している。従って、食品循環資源の再生利用等実施率目標の算定にあたっては、過去の発生抑制を反映させる計算方法をお願いする。</p>	1	<p>発生抑制につきましては、その捉え方の仕組みや推進の手法が、食品関連事業者の業種・業態の特徴に応じた発生抑制を促すには十分でなかったため、最優先に取り組むべき行為として位置づけてきたにもかかわらず、発生抑制の取組が進んでいると判断される特段の結果が見出しがたい状況にありました。</p> <p>今回の制度の見直しに当たり、各事業者が独自の考え方に基づき、それぞれ行っていた算出方法を、今後統一していく必要があり、新たな統一な考え方を適用していくという観点から基準を19年度としていく考えです。</p>
<p>省令改正案の「フランチャイズチェーンにおける再生利用の促進」には、本部事業者が加盟者に対して必要な指導を行うよう規定しているが、法第9条第2項の規定の趣旨を有効なものにするためには、本部事業者と加盟者との約款に食品廃棄物等の処理に関する定めを明記を促すことを規定する必要があると考えます。</p>	1	<p>御提案いただいた点につきましては、今回新たに制定を予定しております、「食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令」(案)において、規定する予定です(公示資料「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の改定等について 取りまとめ(案)」16ページを御参照下さい)。</p>
<p>食品リサイクル法の改正に伴う再生利用等実施率のさらなる向上は、当該本来の事業活動を圧迫しており、本来の事業活動が成り立たない恐れがあることをもっと知っていただきたい。</p>	1	<p>御意見はごもっともかと存じます。しかしながら、食品循環資源の再生利用等への取組は、廃棄物の発生を可能な限り抑制するとともに、発生してしまった廃棄物は、資源として有効活用する、循環型社会を実現していく上で重要なものであり、食品関連事業者としての本来活動として位置づけていただけるようお願いします。</p>

3. 熱回収について

(1) 再生利用の困難性について

<p>サーマルリサイクルについては、半径75kmのルールにとられることなく食品残渣の性状や包装形態も考慮してリサイクルにカウントできるよう許容範囲を広げた柔軟な対応が望まれる。</p> <p>食品廃棄物には、再生利用困難なため熱回収可能な資源となるものも多い場合があるが、75km制限により熱回収としての利用もできない、再生利用もできないことになると、再生利用等の実施率を上げるという法の趣旨に反することにもなるものと考えられる。</p> <p>さらに、数値規定するのであれば対象となる食品循環資源ごとに規定すべきであり、そのための調査を行う必要がある。</p>	2	<p>半径75km以内の距離に再生利用施設が存在する場合であっても、食品循環資源の種類、性状、量的な面から再生利用が困難な場合には、熱回収の実施を可能としているところです。</p> <p>なお、半径75kmの距離については、登録再生利用事業者の実態を調査の上、有識者の意見を参考にしつつ、定めたとところです。</p>
<p>食品関連事業者が判断基準省令に適合しない品質管理を行った食品廃棄物等を利用して熱回収を行ったとしても、この場合は再生利用再生利用実施率の算定には組み入れないとの記述があるが、この表現だと、再生利用が困難な食品循環資源で、本来熱回収資源にするしかない資源に対しても、再生利用可能な資源と同等の過剰な品質管理を行う必要が生じる。その結果、過剰な品質管理にともなう経済的負担が増加し、熱回収資源としての利用が困難となってしまうことが予想される。熱回収資源として利用する場合には、多少の腐敗、異物の混入は全く問題にならないので、このような条項の対象とする食品循環資源は再生利用を前提とするものに限定し、もともと熱回収資源化する食品循環資源は、その対象外とすることを明記すべきである。</p>	1	<p>熱回収に係る諸規定は、意図的に食品循環資源を腐敗させるなどにより安易に熱回収を選択することを防止する観点からも設けることとしているものでありますので、御理解ください。</p>

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
--------	----	------------

(2) 得られる熱又は電気量について

<p>「食品循環資源1トあたりから得られる熱又は電気量が160MJ以上」とあるが、通常の熱回収施設の場合、食品廃棄物だけを処理しているわけではないため、実証でその数値を示すのは困難である。食品循環資源を含む廃棄物からある量のエネルギーが取り出された場合、投入品目ごとの重量あるいはカロリー等により比例按分するなど、計算等で証明できればよいというような決めごとをあらかじめしてほしい。</p>	1	<p>食品循環資源1トン当たりから得られる熱又は電気量は、実際に熱回収を行う施設の正味の熱又は電気の利用量を投入品目ごとの低位発熱量により按分することにより算出するものであり、その計算方法等を今後具体的にホームページ等に掲示することにより示してまいります。</p>
---	---	--

(3) その他

<p>水分率80%もの食品廃棄物は、発熱量が低いので外部からのエネルギーを供給しない限り自ら燃焼しない(焼却時に水を吹き込むようなイメージ)。よって、食品廃棄物を焼却施設で処理すると、熱回収量は減少することになる。 なぜ、食品リサイクル法では、リサイクルの方法の一つとして食品廃棄物の焼却による熱回収があるか。また、なぜ、自ら燃焼しない食品廃棄物から熱が回収できるのか。</p>	1	<p>食品廃棄物は腐敗しやすい性状であるから、再生利用が困難な場合は衛生面を考慮して焼却されることが多く、また、焼却に当たっては、食品廃棄物単独ではなく、他の可燃性の廃棄物との混焼が行われている現状にあります。このように混焼することにより、食品廃棄物が有する熱量の一部も有効に利用することが可能となりますが、熱回収は、一定の効率以上の熱又は電気を利用するものに限定することとしているところです。</p>
---	---	---

4. 定期報告の取扱について

<p>給食産業においては、給食から出る食品廃棄物には水分を多く含むため、年間100トン以上となる事業者が多くなることが想定されるが、1社あたりの事業所数が非常に多く、事業所の実態等を取りまとめるには経費もかかる。今回新たに義務化される予定の定期報告について、報告すべき内容が11項目と非常に多く、特に、再生利用により得られた特定肥飼料等の製造量または回収により得られた熱量等は、その把握が困難であるため、もう少し簡略な報告としていただきたい。</p> <p>「判断の基準となるべき事項の遵守状況」が「不適」である場合には、その理由が記載できるようにしてほしい。</p>	1	<p>今回、提示させていただきました11の項目については、当該事業者の活動実態を把握し、また、優良事例として広報していくに最低限必要な項目であると認識しております。 なお、再生利用により得られた肥飼料の製造量は、肥飼料製造者からの聞き取りにより確認可能と考えており、また、熱量については、その具体的な計算方法等をホームページ等で提示させていただきますので御理解ください。</p> <p>御指摘いただきました件につきましては、定期報告の様式に記載できる欄を設けることとしております。</p>
--	---	--

5. 再生利用事業計画の認定について(再掲※)

<p>再生利用事業計画の見直しに関し、農家や食品関連事業者に対して何らかの利益や特例がないと進まないのではないか。</p> <p>再生事業計画については、流通・物流段階やと殺市場等との関係上、特定農畜水産物等が食品関連事業者へ戻すことは大都市の大手業者では可能であっても、地方や小規模事業者では難しいのではないか。</p>	1	<p>食品リサイクル法に基づく取組に積極的な事業者からは、取組実績の適正な評価や食品循環資源由来の肥飼料等を用いて生産された農畜水産物等の表示を求める声が出てきており、農水省においても事業者の取組に対する評価手法や円滑な制度運用のための仕組み作りを検討しております。</p> <p>さらに、環境省では、本年度より優良な取組を行った事業者等を対象に表彰事業を開始したところです。</p> <p>今回の法改正では、再生利用事業計画の認定を受けた食品関連事業者においては、当該事業者からの委託による、計画に係る再生利用事業を行う事業場への一般廃棄物の収集運搬に関し、運搬先の市町村における運搬業の許可を不要とする廃棄物処理法の特例が新たに規定されております。</p> <p>農畜水産業者においても、生産された農畜水産物については食品関連事業者が一定量以上引き取ることが要件とされており、経営の安定化に寄与することが期待されます。</p> <p>また、現在、農林水産省では、食品循環資源由来の肥飼料等やこれらを用いて生産された農畜水産物の認証制度の導入を検討しております。</p> <p>再生利用事業計画は、食品関連事業者、再生利用事業者、農畜産漁家の3者の一体的な取組により成立するものであることから、地方や小規模事業者においても大手業者と同等の機会を持っていると考えます。</p>
---	---	--

注)※は平成19年11月16日「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令の一部改正案の概要についての意見・募集結果」について掲載済み

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
--------	----	------------

6. 再生利用の対象品目の追加について

(1)再生利用製品の追加について		
<p>食品廃棄物を燃焼して熱源として利用するためには、「乾燥」し含水率を一定率まで低下させれば充分ではないか。炭化はその乾燥の一手法であり、限定的な対象品目とすべきではない。多様な手法を検討する本来の目的であれば、「十分な熱量が確保できる燃料として利用できる手法」という表現にし、すでに有効性が示されている炭化や乾燥燃料化、エタノールなどをその中に含めれば良いのではないかと。</p>	1	<p>「炭化して製造される燃料及び還元剤」については、技術的及び経済的な側面と、需要面及び環境面を勘案し、安定的な品質を確保することができるものとして、今般、追加したものであり、その他、食品循環資源は、燃料製品を製造するに至らずとも、熱回収を行うことが可能であることから、燃料製品を製造するといった再生利用製品の追加のほか、再生利用が困難な場合に限り、熱回収を行うことも新たな再生利用等の手法に位置づけることとしたところと。</p>
<p>炭素化合物は熱分解によって炭化物と可燃ガスの両方が同時に発生するものであり、炭化物のみが発生することはない。さらに、双方は同等かむしろ可燃ガスの方が多く、燃料ガスとして単独で利用可能な発熱量を有しており、「還元剤」として利用可能である。</p> <p>炭化は熱分解を固体生成物に着目したときの表現であり、熱分解の部分概念であり、気体生成物にも着目したときのガス化という広い表現を含む広い概念で熱分解を捉えるべき。従って、「食品循環資源を炭化して製造される物質は」という表現を「食品循環資源を熱分解して製造される物質には炭化物と可燃ガスがあるが」に変更すべきである。</p>	2	<p>食品循環資源の炭化に伴って生じる熱分解ガスは、通常、悪臭等の生活環境保全上の支障を除去する観点及び炭化に必要なエネルギーを自ら利用する観点からも、当該施設で焼却処理され、これに伴うエネルギーを利用していることが通常と考えられており、技術的及び経済的な側面と、需要面及び環境面を勘案し、安定的な品質を確保することができる再生利用製品として、「炭化して製造される燃料及び還元剤」を追加することとしたところと。</p>

7. その他(食品リサイクル法全般に関する意見等)

<p>食品残渣が明確にリサイクルされる場合には、一般廃棄物と見なさない。</p>	2	<p>食品循環資源には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物に該当するものもあり、このような食品循環資源については、同法に基づく規定を遵守し、生活環境保全上の支障が生じないように再生利用等を実施する必要がありますので、御理解ください。</p>
<p>ビルオーナーにも食品リサイクルの義務化を課すことが望ましい。</p>	1	<p>御指摘の点を考慮し、食品関連事業者以外の事業者であって、社員食堂等を通じて自ら食品廃棄物等を発生させる者、百貨店業を営む者及びビルの所有者等のテナントとして入居する事業者が発生させる食品廃棄物等を管理する商業施設の設置者も、食品関連事業者の取組に準じて、食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めるべきであることを、基本方針に位置づけたところと。</p>
<p>社員食堂を有する事業者も食品関連事業者と見なす。</p>	2	<p>食品リサイクル法では食品関連事業者の範囲を食品廃棄物等の再生利用等の実施の必要性が高いもののみに限定していること、これらの行為は事業性に乏しいことから、企業の福利厚生事業の一環として社内に社員食堂を設置している場合、設置者である企業を食品関連事業者とはしていません。</p> <p>ただ、社員食堂の運営等を他の給食業者等に委託している場合については、当該給食事業者の事業実態に基づき、個別に法第2条第4項における食品関連事業者かどうかを判断することとされています。</p>
<p>学校給食も食品リサイクル法の対象とする。</p>	2	<p>食品リサイクル法では、食品廃棄物等の再生利用等の実施の必要性が高いものを食品関連事業者としております。学校をはじめとする教育現場においても再生利用等の取組が進透しつつあるところですが、これは、事実上教育の一環として行われているものであり、これに携わる機会が想定される「学校教育を行う者」を食品関連事業者とすることは、事能うなげないものと考えております。</p>